

<人権を守る憲法が どのようにして生まれたのか 考えてみましょう>

憲法は、国家のあり方を決めたルールです。その憲法には、人権を守るきまりがあります。そのわけについて、豊かな市民社会へ生活社の「憲法をわかりやすく」をもとにまとめてみます。

じんけんふれあいシリーズ①
ともに生きる喜びを実感できる
地域社会の実現

憲法の誕生

むかし、ヨーロッパで王が好き勝手をして国民を苦しめた事がありました。このとき、国民は「もう我慢できん！ 私たちには人権があるんだ！」とまとまって革命を起こしたりしました。そして、個人の自由・権利を守るために憲法をつくり、権力者(王)にそれを認めさせました。すなわち、憲法は権力者の暴走から国民の自由を守るためにつくられたのです。

憲法の進化

産業革命がおきたころは、大金持ちが工場を作りたくさんもうけていきしましたが、その工場で働く人たちは、安い賃金で朝から晩まで働かされました。「あんなに働いてたつたこんだけ！」と言えば「イヤなら

平成25年度人権標語優秀作品

またあしたみんなのえがおみたいよね 羽田野 晶斗 さん

もう来なくていいよ。」とやめさせられてしまいます。そこで、立場の弱い労働者の権利を守ってあげる社会権が憲法の中に入れられるようになりしました。社会権には働く人が安心して仕事ができる労働基本権や生存権などがあります。

法でおさめる

憲法ができたおかげで、国は人が支配することなく、正しい法(きまり)によって治められるようになりました。



憲法の条文には

日本国憲法で人権を守るために次の条文などがあります。

第11条 国民は、すべて基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として……

第14条 ①すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第25条(生存権) ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

5月3日は「憲法記念日」です

私たちの暮らしは、憲法によって守られています。日本国憲法では、国民主権、平和主義とともに「基本的人権の尊重」として、すべての人が、人間として幸せに生きる権利を保障しています。侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられています。

津久見市の人権啓発スローガン

市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、
ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現

<平成26年度 津久見市の人権啓発の取り組み>

今年も市民の皆さんといっしょに人権について考えていくために、「差別をなくす人権標語」募集と「人権教育・啓発研修会」をおこなっていきます。

「差別をなくす人権標語」募集

市民の皆さんに人権について考えていただく機会になっています。今年も締切を9月末にしております。お取り組み下さい。

- ◇ 募集期間 5月7日(水)～9月30日(火)
- ◇ 応募資格 市民の方どなたでも結構です。
- ◇ 応募方法 はがき・封書またはFAXで、
次のことを記入してお送りください。
 - ① 標語 ② 住所・氏名 ③ 年齢 ④ 電話番号※自作で未発表の作品に限ります。
※一人何点でも構いません。
※人権の大切さを伝える思いがあふれているものであれば、「五・七・五」の形式にこだわる必要はありません。
- ◇ 審査方法 4分野で行います。
 - ① 小学校低学年の部(1～3年生)
 - ② 小学校高学年の部(4～6年生)
 - ③ 中学生の部
 - ④ 高校生・一般の部※入選した標語は、市報・ステッカー等に掲載させていただきます。また、入賞者には賞状と記念品を差し上げます。
※ポスターに取り組みまれる方がいらっしゃいましたら、作品をお送りください。
- ◇ 問い合わせ先
〒879-2431 津久見市大友町5番15号
教育委員会生涯学習課(人権研修担当)
☎ 82-9528 FAX 85-0081

「人権教育・啓発研修会」

昨年の研修後のアンケートをもとに同和問題について学習を深めていきます。ご参加していただいた方も初めて参加される方もお待ちしております。

- ◇ 開催日時・研修内容
 - ① 6月19日(木) 10時～11時50分
「女性の人権」
 - ② 9月18日(木) 10時～11時50分
「子どもの人権」
 - ③ 11月13日(木) 10時～11時50分
「高齢者の人権」
 - ④ 1月15日(木) 10時～11時50分
「しょうがいのある人の人権」
- ◇ 会場 津久見市民会館2階 第3会議室
- ◇ 受付 9時45分～10時
- ◇ 参加者
 - 幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の保護者の方々(園・学校から案内が届きます。)
 - 参加を希望される市民の方々
(生涯学習課までご連絡ください。)
 - ※企業研修や高齢者学級等での研修の希望がございましたら、お申し付けください。
- ◇ 問い合わせ先
〒879-2431 津久見市大友町5番15号
教育委員会生涯学習課(人権研修担当)
☎ 82-9528 FAX 85-0081